平成２１年（フ）第１０５２号
千葉県市川市曽谷３丁目27番18号　ハイツ曽谷105
債務者　上林惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５７号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区13棟211号
債務者　藤間　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６１号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目５番６―502号
債務者　鎌田　弘恵
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５１号
千葉県鴨川市広場762番地６　いさりび荘Ａ号室
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第５７号
千葉県南房総市沓見152番地８
債務者　田中　誠司
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２９７号
金沢市みどり１丁目17番２号、住民票上の住所金沢市法光寺町26番地、従前の住所石川県白山市旭町24番地２
債務者　佐藤　隼一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３５２号
長野市大字鶴賀問御所町1245番地１
債務者　松橋　成悦
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
長野県松本市横田４丁目17番６号
債務者　山田　勝則
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１１２号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉894番地３
債務者　吉岡　和幸
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１１３号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉894番地３
債務者　吉岡　民子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１１４号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋4657番地
債務者　尾石　敏廣
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１２１号
岐阜県可児市中恵土1750番地５　雇用促進住宅可児宿舎２―503
債務者　前畑小津枝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２３３４号
名古屋市天白区平針４丁目2604番地
債務者　鈴木塗装こと　鈴木　勝年
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１６号
愛知県春日井市八事町３丁目52番地２　シャトー八事501号
債務者　髙橋　まき
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５４号
大津市真野５丁目32番23号
債務者　森村　　實
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５５号
大津市真野５丁目32番23号
債務者　森村　和子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８４号
兵庫県姫路市広畑区正門通４丁目１番地４　シャトラン白鷺703
債務者　松山東守こと　崔　　東守
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部